

令和6年第3回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和6年9月19日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	

欠席議員（1名）

20番 三浦三一

会議録署名議員

14番 檜原伸 15番 松村幸治

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清

農業委員会事務局長 住 友 勝 次

水道部次長 吉 成 永 吾

財政課長 藤 井 信 良

監査事務局長 坂 東 明

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課係長 大 塚 久 史

議事日程

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 38 号 | 令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 39 号 | 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第 40 号 | 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第 41 号 | 令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 42 号 | 令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 43 号 | 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 44 号 | 令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 45 号 | 令和 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 46 号 | 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 | 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 11 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 12 | 議案第 49 号 | 阿波市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 50 号 | 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 51 号 | 阿波市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 議案第 52 号 | 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 16 | 請願第 3 号 | 家族従業者の働き分を認めない所得税法第 56 条の見直しを求める請願 |

(日程第1～日程第16 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第17 議案第53号 監査委員の選任について

日程第18 議案第54号 教育委員会委員の任命について

日程第19 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第20 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第21 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第22 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第23 発委第3号 「所得税法第56条の見直し」を求める意見書について

日程第24 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前１０時００分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は１９名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 38 号 | 令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 議案第 39 号 | 令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 議案第 40 号 | 令和 5 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 議案第 41 号 | 令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 議案第 42 号 | 令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 議案第 43 号 | 令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第 44 号 | 令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第 45 号 | 令和 5 年度阿波市水道事業会計決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第 46 号 | 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について |
| 日程第 10 | 議案第 47 号 | 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 11 | 議案第 48 号 | 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 12 | 議案第 49 号 | 阿波市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 議案第 50 号 | 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 議案第 51 号 | 阿波市国民健康保険条例の一部改正について |

日程第 1 5 議案第 5 2 号 徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 1 6 請願第 3 号 家族従業者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条の見直しを求める請願

○議長（笠井安之君） 日程第 1、議案第 3 8 号令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 6、請願第 3 号家族従業者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条の見直しを求める請願までの計 1 6 件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会、決算審査特別委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長坂東重夫君。

○総務常任委員長（坂東重夫君） 総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る 9 月 1 1 日、委員 7 名が出席して会議を開き、付託されました議案第 3 9 号令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 4 1 号令和 5 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 4 2 号令和 5 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 4 4 号令和 5 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 4 6 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について所管部分、議案第 4 7 号令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 4 9 号阿波市手数料徴収条例の一部改正について、議案第 5 1 号阿波市国民健康保険条例の一部改正について、議案第 5 2 号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、請願第 3 号家族従業者の働き分を認めない所得税法第 5 6 条の見直しを求める請願の市長提出議案 9 件、請願 1 件について、詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案を全て原案のとおり可決及び認定すべきものと決定し、請願については採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第 4 6 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）についての所管部分について、企画総務部関係では、委員から、リフォーム補助金は申請するだけであるが、木造住宅耐震改修補助金は審査等があるのかとの質疑がありました。理事者から、耐震診断を行

い、耐震評点が1.0以下の場合、補助の対象となる。また、徳島県が補助限度額を引き上げたため、本市においても現行の100万円から200万円に補助限度額を引き上げるとの答弁がありました。

また、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分について、市民部関係では、委員から、インターネット人権モニタリング業務委託料の詳細について質疑がありました。理事者から、インターネット上のサイトや掲示板を対象に同和問題、人権問題及び誹謗中傷など阿波市民の特定の個人や住所地に対する差別書き込み、写真や動画がないかとモニタリングし監視する。また、発見時は、人権課への報告と現状保存を行う。悪質な場合は、サイト管理者等へ削除依頼や犯罪性のあるものに対しては警察等への通報をサポートしてくれるとの答弁がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長吉田稔君。

○文教厚生常任委員長（吉田 稔君） 文教厚生常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月12日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第40号令和5年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分、議案第48号令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての市長提出議案3件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第40号令和5年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに関して、委員から、介護保険給付準備基金の使用目的について質疑がありました。理事者からは、3年ごとの計画である第9期介護保険事業計画が今年度から始まっている。介護保険料の決定については、できるだけ高齢者の負担を少なくするため、基金を活用することが認められている。算定上、第8期に比べ、第9期の介護保険料基準額が200円から300円程度上がるところ、3年間基金を活用することにより、8期の介護保険料基準額月額6,100円を据え置いたとの答弁がありました。

議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分に関して、教育委員会関係で、委員から、歳入のうち教育費県補助金「元気なあわっ子！外遊び推奨事業補助金」30万円の補助の対象者について質疑がありました。理事者からは、この事業は、阿波市の健康課題である肥満予防、生活習慣病予防と生活習慣改善に取り組むために実施する。一条小学校と八幡小学校における教職員の研修や授業参観やオープンスクールで親子健康教室の開催、個別指導の充実、また専門家を招いた「なわとびアカデミー」の開催等の活動に対する補助金であると答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 榎原伸君。

○産業建設常任委員長（榎原 伸君） 産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る9月13日、委員5名が出席して会議を開き、付託されました議案第43号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第45号令和5年度阿波市水道事業会計決算認定について、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について所管部分、議案第50号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての市長提出議案4件について、詳細な説明を求め、慎重

に審査を行いました。

その結果、付託されました議案は全て原案のとおり認定及び可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第43号令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに関して、委員から、保守点検業務委託料が計上されているが、毎年行う意味はあるのかと質疑がありました。理事者からは、維持管理業務の定期的な点検のためのものであり、異常があったときに来てもらうようになっている。管理には技術者の資格を持った者が必要のため委託していると答弁がありました。

次に、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についての所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、地域おこし協力隊員生活支援補助金について、どのような補助か、今後増額の予定はあるのかと質疑がありました。理事者からは、引っ越しなど県外から阿波市に移住する際にかかる費用に対する補助である。増額については今後検討していくと答弁がありました。

また、委員から、県営土地改良事業負担金の対象及び国、県、市の負担率について質疑がありました。理事者からは、第1金清池地区の取水施設堤体工事715万円、日吉地区の圃場整備関係400万円、中の坪排水機場二期地区の真空取水ポンプの補修工事570万円、五明谷排水機場二期地区のポンプ等補修工事760万円、古毛川排水路二期地区の排水路延長工事640万円、阿北揚水機場地区の機械設備ポンプ更新工事1,280万円、合計4,365万円が対象となっている。負担率は国のガイドラインを基本とし、対象事業によって異なり、市負担率は8から19%となっていると答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長藤本功男君。

○決算審査特別委員長（藤本功男君） 決算審査特別委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る 9 月 10 日、委員 8 名が出席して部局ごとに会議を開き、付託された議案第 38 号令和 5 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、本案を原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

まず、企画総務部の審査において、委員から、移住定住支援業務委託料、移住交流支援事業補助金、移住支援事業費補助金の費用対効果について質疑がありました。理事者からは、移住・定住関係の費用については、公表された資料がなく、他市町村がどれくらいの経費をかけているのか分からないため、比較することは困難である。移住・定住対策は、しっかり取組を進めていかないと今まで以上に人口減少が加速するため、取組内容を事後評価するなど費用について十分検討するとの答弁がありました。

また、委員から、参議院議員補欠選挙費のシステム改修業務委託料と備品購入費の詳細について質疑がありました。理事者からは、システム改修業務委託料については、開票を集計するシステムの更新を長期間行っていなかったため不具合が生じる可能性があり、7 年ぶりに更新を行った。また、備品購入費については、投票用紙自動交付機 2 台と投票用紙計数機 1 台を購入したもので、定期的買い足しや更新を行っているとの答弁がありました。

次に、市民部の審査において、委員から、現年度課税分を不納欠損とした理由について質疑がありました。理事者からは、不納欠損を行った現年度課税分については、課税対象者が外国人で既に国外へ転出している。国名までしか転出先を追跡できないため、過年度分と同様に不納欠損の処理を行ったと答弁がありました。また、委員から、衛生費国庫補助金地域再生基盤強化交付金 400 万円の詳細について質疑がありました。理事者からは、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で地方創生汚水処理設備整備推進交付金という国の事業を活用して、昨年度は新規で 45 件、転換で 16 件の補助金を交付し、合併浄化槽の整備推進を図っていると答弁がありました。

次に、教育委員会の審査において、委員から、小学校教育振興費の備品購入費 770 万

4, 691 円の詳細について質疑がありました。理事者からは、土成町、吉野町の小学校 4 校に、個人の方から寄附をいただいた 400 万円でデジタルカメラ、ワンタッチテント、プリンター、サッカーゴール、ハンドボールゴール等の備品を購入、国の 2 分の 1 補助がある理科教育設備を購入、その他、楽器、机や椅子等を購入したと答弁がありました。

また、委員から、へき地児童生徒援助費等補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、大俣小学校のスクールバス購入の国の補助金で補助率は 3 分の 1 である。老朽化により、25 人乗りと 14 人乗りのスクールバス 2 台を購入したと答弁がありました。

次に、健康福祉部の審査において、委員から、藍住町精神障害者共同作業所運営費負担金の詳細について質疑がありました。理事者からは、藍住町精神障害者共同作業所は、藍住町、北島町、板野町、上板町と阿波市の 1 市 4 町で協定書を巻いている地域活動支援センターであり、運営費は均等割と利用者割で分担していると答弁がありました。

また、委員から、いきいきシニア活動事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、高齢者が健康に生き生きと充実した人生を送るために、自らの経験や能力を生かし、高齢者自身が主体となって楽しみながら地域社会に貢献する活動に対し交付する補助金である。補助の団体としては、おおむね 65 歳以上の市民 5 人以上で構成されるボランティア活動を実施する団体で、昨年は 9 団体に 10 万円を上限に補助したと答弁がありました。

次に、産業経済部、農業委員会の審査において、委員から、農地集積協力金事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、個人ではなく日吉地区圃場整備組合に対しての集積協力金として補助金を交付している。使途についてはその地域で決めることができ、農機の購入や鳥獣害対策に使用できると答弁がありました。

また、委員から、新規就農者経営開始補助金、新規就農者経営発展支援事業補助金、新規就農者初期投資促進事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、新規就農者経営開始補助金は、国の新規就農者の育成を目的とした事業で、経営開始初年度から 3 年間、150 万円を給付する補助事業である。新規就農者経営発展支援事業補助金は、同じく国の新規就農者の育成を目的とした事業の中で、初年度から機械設備等を使用する者への補助金である。新規就農者初期投資促進事業補助金は、令和 5 年度に国が初年度から機械設備等を使う者への補助金として、内容は経営発展支援事業補助金と同じであ

ると答弁がありました。

最後に、建設部、水道部の審査において、委員から、危険ブロック塀等安全対策支援事業補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、補助金の限度額は、ブロック塀の撤去については6万6,000円、撤去新設については33万2,000円であり、基本は工事費の3分の2を補助する。申請については、申請前に職員が現地調査を行い、事業説明と補助の概算額の説明を行ってから申請してもらっている。また、令和5年度の申請件数は16件であったと答弁がありました。

また、委員から、住宅使用料について、差押え等で徴収できないのかと質疑ありました。理事者からは、住宅使用料については私債権であるため自力執行権がなく、差押えを行う場合は、裁判所で手続し、執行官のもとで差押えが必要で、税のように強制徴収できないと答弁がありました。

以上、決算審査特別委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで決算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号令和5年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第45号令和5年度阿波市水道事業会計決算認定についてまでの計8件を一括採決いたします。

各委員長の報告は認定です。

各委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第45号までの計8件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第46号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第5号）についてから議案第

４８号令和６年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてまでの計３件を一括採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４６号から議案第４８号までの計３件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４９号阿波市手数料徴収条例の一部改正についてから議案第５１号阿波市国民健康保険条例の一部改正についてまでの計３件を一括採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第４９号から議案第５１号の計３件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号徳島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第３号家族従業者の働き分を認めない所得税法第５６条の見直しを求める請願を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、請願第３号は採択することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１７ 議案第５３号 監査委員の選任について

日程第 18 議案第 54 号 教育委員会委員の任命について

日程第 19 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 20 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 21 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22 諮問第 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 17、議案第 53 号監査委員の選任についてから日程第 22、諮問第 6 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの計 6 件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております議案第 53 号から諮問第 6 号までの人事案件 6 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第 53 号監査委員の選任についてでございます。

現阿波市監査委員の近藤理氏から、一身上の都合により、令和 6 年 9 月 30 日をもって辞職いたしたい旨の辞職願の提出がございました。このことにより、次の者を後任の監査委員として選任いたしたいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市市場町市場字岸ノ下 178 番地 7、氏名は池上茂和、生年月日は昭和 28 年 4 月 5 日生まれてございます。

任期は、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

池上氏は、人格高潔で優れた見識を有しており、監査委員として適任者であると考えますので、ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第 54 号教育委員会委員の任命についてでございます。

令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員について、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は阿波市阿波町本町 185 番地、氏名は細川敬雄、生年月日は昭和 32 年 4 月 13 日生まれてございます。

任期につきましては、令和 6 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

細川氏は、地域住民からの信望も厚く、教育に対する見識高く、誠実な人柄で、引き続き教育委員会委員として適任者であると考えますので、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第３号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現阿波市人権擁護委員の富樫美穂氏が令和６年１２月３１日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市吉野町柿原字原１０５番地１、氏名は富樫美穂、生年月日は昭和２９年５月２５日生まれでございます。

任期は、令和７年１月１日から令和９年１２月３１日までの３年間となります。

富樫氏は、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があるため、人権擁護委員として適任者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第４号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、令和６年１２月３１日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市市場町上喜来字開ノ口１２９５番地、氏名は井内尚美、生年月日は昭和３１年５月５日生まれでございます。

任期は、令和７年１月１日から令和９年１２月３１日までの３年間となります。

井内氏は、地域の実情に精通し、見識高く、人権擁護委員として適任者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第５号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、令和６年１２月３１日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市市場町香美字西野神１０番地１、氏名は近藤元美、生年月日は昭和４４年３月７日生まれでございます。

任期は、令和７年１月１日から令和９年１２月３１日までの３年間となります。

近藤氏は、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適任者

であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、令和6年7月31日をもって辞任された人権擁護委員の後任として、次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市阿波町中坪311番地5、氏名は土井浩子、生年月日は昭和34年4月9日生まれでございます。

任期は、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

土井氏は、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があるため、人権擁護委員として適任者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

これより議案第53号監査委員の選任についてから諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号から諮問第6号に対する質疑を終結します。

議案第53号から諮問第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号から諮問第6号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案ごとに採決いたします。

議案第５３号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の入場を許可いたします。

（監査委員 池上茂和君 入場 午前１０時３８分）

○議長（笠井安之君） ここで監査委員に選任同意されました池上監査委員のご挨拶を頂戴したいと思います。

ご登壇をお願いいたします。

○監査委員（池上茂和君） 失礼します。池上茂和でございます。

ただいまは監査委員の選任同意を賜りまして、誠にありがとうございます。監査委員としての責務を全うすることにより、阿波市発展に寄与できますことは、この上ない喜びでございます。また、監査委員として研さんを積み、叱咤激励を賜りながら皆様方のご期待に沿うべく努力を重ねてまいります。今後とも皆様方のより一層のご指導、ご鞭撻を衷心よりお願い申し上げ挨拶といたします。本日はどうもありがとうございました。

（監査委員 池上茂和君 退場 午前１０時３９分）

○議長（笠井安之君） 次に、議案第５４号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第５４号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第３号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第３号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第４号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第４号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第５号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第５号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第６号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第６号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第２３ 発委第３号 「所得税法第５６条の見直し」を求める意見書について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第２３、発委第３号「所得税法第５６条の見直し」を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

９番坂東重夫君。

○９番（坂東重夫君） それでは、発委第３号「所得税法第５６条の見直し」を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

中小事業者は、地域経済活動の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。不況が長引く中で、中小零細事業者は、倒産、廃業などかつてない危機に直面しています。そうした中で、事業を支える女性は、中小零細事業者の家族従業者として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。

しかし、所得税法第５６条の規定により、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないこととされています。家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者８６万円、配偶者以外の家族５０万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、配偶者、子ども等の家族従業者は社会的にも経済的にも自立できない状況となっています。家業を手伝いたくても手伝えな

いことが、後継者不足に拍車をかけています。

家族従業者は、事業の重要な担い手です。よって、家族従業者の人権を保障し、労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条を見直しすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和6年9月19日、徳島県阿波市議会。

提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣でございます。

議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

これより発委第3号「所得税法第56条の見直し」を求める意見書についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで発委第3号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第3号「所得税法第56条の見直し」を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第24 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第24、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和6年第3回阿波市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、市政の重要課題についてご報告を申し上げます。

まず、本市、板野町、上板町の1市2町で進めております中央広域環境施設組合でのごみ処理についてでございます。

現施設の焼却処理停止後のごみ処理につきまして、令和10年3月までのごみを処理するための積替保管施設整備事業を実施いたしております。この事業は、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を行い、選定委員会による審査を経て、先月29日、中央広域環境施設組合議会臨時会において改造工事の契約締結をご承認いただいたところでございます。

この後、速やかに設計を済ませ、改造工事に着手し、処理先に搬出したいと考えており、一昨日、組合事務局職員らと共に処理先である山口県萩市役所を訪問し、協議を行ってまいりました。積替保管施設整備事業は、1市2町のごみを安全で安定的に処理するためにはなくてはならない事業でありますので、周辺住民の皆さんはもとより、組合構成市町の住民の皆さんにも丁寧にご説明を申し上げるとともに、新ごみ処理施設につきましても早期に着手できるよう全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、行政報告を申し上げます。

先月26日、久勝小学校区自主防災組織連合会設立大会、また今月11日には、柿原小学校区自主防災組織連合会設立大会が開催されました。このことにより、市内全ての小学校区において自主防災組織連合会が結成されたこととなります。

本市では、今後30年の間に高い確率で発生が危惧され、先月8日にも臨時情報が発表された南海トラフ地震や中央構造線・活断層地震への備えは喫緊の課題であると認識しているところであります。特に、地域の避難所となる小学校区を中心に、自主防災組織や消

防団、学校、地域が一つになって防災・減災活動に取り組むことは、地域の防災力の向上と防災意識の高揚につながり、共助の礎になるものと考えております。今後におきましても、自主防災組織の育成を図り、安全・安心なまちづくりの実現に向け、防災・減災対策の充実強化を進めてまいります。

次に、今月1日、本市では5人目となります地域おこし協力隊員を採用し、有機農業を手がける農家の研修生として活動を開始いたしました。今回は、有機栽培技術を習得していただくとともに、有機農業の産地づくりをミッションとしており、本市における環境と調和した農業生産の普及・浸透を図っていただくこととしております。

また、隊員には、自然豊かな阿波市に魅力を感じ、阿波市で農業をしてみたいとの思いで首都圏から着任していただいております。今までにはない新たな視点で地域の皆さんとのコミュニティを築きながら、有機農業の実践はもとより、移住・定住、地域の活性化、本市の魅力発信につながるものと期待をしているところでございます。

次に、国等に対する要望活動について報告をいたします。

昨日、徳島県及び四国地方整備局に対し、徳島県内道路関係期成同盟会5団体合同要望があり、笠井安之議長と共に参加し、国土強靱化のための予算確保や主要地方道志度山川線の整備促進等を要望しました。

さて、今議会は8月26日に開会以来、本日まで25日間にわたりまして慎重なご審議を賜り、提出いたしました各議案等につきまして全て原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。本定例会において賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

夏の暑さも幾分収まり、涼気を感じられる季節となってまいりました。議員各位におかれましては、健康には特に十分ご留意をいただき、引き続き市政発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員